

○長泉町文化センターの利用料の減免に関する規程

平成25年3月29日告示第35号の2

改正

令和元年9月26日告示第31号

長泉町文化センターの利用料の減免に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、長泉町文化センターの設置及び管理に関する規則（平成25年長泉町教育委員会規則第1号）第10条で規定する利用料の減免に関し必要な事項を定めることにより、長泉町文化センター（以下「文化センター」という。）の利用促進を図り、もって長泉町における社会教育事業の充実及び発展を図ることを目的とする。

（減免の基準）

第2条 文化センターの利用料を減免する場合の減免額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- （1）長泉町、長泉町教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が主催又は共催する行事等に利用する場合 当該利用料の全額
- （2）長泉町又は教育委員会が後援する行事等に利用する場合（ただし、入場料等を徴収して行われる行事等に利用する場合を除く。） 当該利用料の額に100分の50を乗じて得た額
- （3）国又は他の地方公共団体が主催する行事等に利用する場合 当該利用料の額に100分の50を乗じて得た額
- （4）町内に所在地を有する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校をいう。）又は保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の保育所をいう。）が主催する行事等に利用する場合 当該利用料の全額
- （5）町内の公共的団体が主催し、公益のための行事等に利用する場合 当該利用料の全額
- （6）町内の社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条の社会教育関係団体をいう。）が主催し、住民の文化の向上に資する行事等に利用する場合 当該利用料の全額
- （7）前号の社会教育関係団体に加入している団体又は町内の文化振興に関する事業を行うことを主目的とする次に掲げる要件を満たす団体（以下「文化事業団体」という。）が、公共の利益の増進及び町の文化向上に寄与すると認められる活動に利用するとき 当該利用料の額に100分の50を乗じて得た額
 - ア 主たる活動の場所及び団体の本拠が町内であること。
 - イ 団体構成員が10人以上であり、その10分の6以上が長泉町の住民であること。
 - ウ 団体の規約を有し、団体の意思が明確であること。
 - エ 団体の事業予算の大半が社会教育に関する事業に使用されており、講師への月謝等の支払が主目的で会費が徴収されていないこと。
 - オ 団体の年間事業の中に、地域の生涯学習活動や福祉活動に寄与する事業を有すること。
- （8）その他指定管理者が特に必要があると認める場合 前各号の額に準じ、指定管理者が町長の承認を得て定める額

2 前項第7号に規定する文化事業団体の長は、当該対象団体として認定を受けるため、長泉町文化センター減免団体認定申請書（別記様式）により、指定管理者に申請をしなければならない。なお、申請期間については、指定管理者が教育委員会の承認を得て別に定める期間内とする。

3 指定管理者は、前項の規定により申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、減免団体認定の可否を決定しなければならない。

4 減免団体認定の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

（減免の申請）

第3条 利用料の減免を受けようとする団体の長は、文化センターの利用の許可の申請をする際、長泉町文化センターの設置及び管理に関する規則第10条第1項に規定する長泉町文化センター利用料減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（減免の決定）

第4条 指定管理者は、前条の規定により申請書を受理したときは、速やかに申請内容を審査し、減免の可否を決定しなければならない。

（減免の取消し）

第5条 指定管理者は、偽りその他不正行為により減免の決定を受けた団体があるときは、利用料の減免を取り消し、当該利用料を全額納付させるものとする。

（指定管理者不在期間の読替等）

第6条 長泉町文化センターの設置及び管理に関する条例（平成24年長泉町条例第23号）第14条第1項の規定により教育委員会が文化センターの管理を行う場合においては、第1条、第2条第1項、第5条、第7条及び別記様式中「利用料」とあるのは「使用料」と、第2条第1項第1号中「長泉町、長泉町教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」とあるのは「長泉町又は長泉町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」と、同項第8号中「指定管理者が特に」とあるのは「町長が特に」と、「指定管理者が町長の承認を得て」とあるのは「町長が」と、同条第2項前段中「指定管理者」とあるのは「町長」と、同項後段中「指定管理者が教育委員会の承認を得て」とあるのは「教育委員会が」と、同条第3項、第3条、第4条及び第5条中「指定管理者」とあるのは「町長」と、第3条中「利用料の」とあるのは「使用料の」と、「長泉町文化センター利用料減免申請書」とあるのは「長泉町文化センター使用料減免申請書」と、別記様式中「指定管理者」とあるのは「長泉町長」と読み替えるものとする。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、文化センターの利用料の減免に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に、長泉町文化センター及び長泉町コミュニティセンターの使用料の減免に関する規程の規定により使用料の減免を受けている者は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和元年9月26日告示第31号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。
